

(別紙)

政務調査費に関する使途基準の運用指針について

平成 17 年 6 月
改正 平成 20 年 3 月

1 根拠法令

政務調査費は、地方自治法第 100 条第 13 項、第 14 項及び富山市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、富山市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究費に資するための必要な経費の一部として、議会における『会派』に対して交付されるものである。

また、政務調査費の使途については、富山市議会政務調査費の交付に関する規則第 4 条に基準を定めており、この基準に従い使用しなければならない。なお、条例第 8 条の規定により、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないことになっている。

2 基本的な考え方

(1) 会派交付の原則

政務調査費は、会派が行う調査研究活動に対して交付しているものであり、会派において実施する調査研究活動を具体的に決定し、必要な経費に支出する。

(2) 実費弁償の原則

調査研究活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲での実費を弁償する。

(3) 領収書添付の原則

領収書については、すべての支出に添付する。

3 使途基準（規則第 4 条関係）

(1) 研究研修費

会派が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）

(2) 調査旅費

会派の行う調査研究活動のために必要な国内外の先進地調査又は現地調査に要する経費

（交通費、旅費、宿泊費等）

(3) 資料作成費

会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料等）

(4)資料購入費

会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(5)広報費

会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費

(広報誌又は報告書の印刷製本費及び送料、会場費等)

(6)広聴費

会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を広聴するために開催する会議等に要する経費

(会場費、印刷製本費、茶菓子代等)

(7)人件費

会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

(8)事務費

会派の行う調査研究活動に伴う事務遂行に要する経費

(備品及び事務機器の購入費、リース代、通信費等)

(9)その他の経費

上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要なもの

4 使途基準の運用指針

(1)研究研修費

◎会派が行う研究会、研修会の参加に要する経費

◎会派の所属する議員が他の団体の開催する研修会、講演会の参加に要する経費

◎会派における各種会議に要する経費

(会場費、講師謝金、出席者負担金、出席者会費、機材借上げ費、資料印刷費、交通費、宿泊費等)

①会場費・機材借上げ費・資料印刷費

- ・開催案内等の参考資料を添付する。
- ・支払い明細が識別できるものを添付する。

②講師謝金

- ・謝金は社会通念上妥当と思われる金額とし講師から受領書をもらう。
(市が行う講演会や各種学級などの講師謝金を参考とする。)
- ・講師の交通費、宿泊費は実費支給とし、市の旅費基準を参考とする。

③会議等における食糧費

- ・広聴や調査研究活動としての会議等と一体性があることが必要である。

なお、公職選挙法に抵触しないこととし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。

④研修会、会議等の出席者負担金・出席者会費

- ・領収書とともに研修会や会議の具体的な研究・研修活動の内容等がわかる開催案内、研修報告書など参考資料を添付する。
- ・会費の支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであることが必要である。
- ・議員連盟、各種団体の参加会費は、活動内容や実態が政務調査活動に適うものであるかどうかを基準とし、領収書とともに具体的な協議事項、懇談内容を記入した報告書を添付する。
- ・懇談会等への出席に要する会費
他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、会費が定額で社会通念上妥当な範囲のものであることが必要である。
- ・意見交換会を目的とした会議に付随した懇談会等に出席する場合の会費は5,000円を上限とする。

【不適切な支出】

- ・飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費や、議員間の懇談会への支出。
- ・団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合のその団体に納める年会費。
- ・個人の議員活動で加入している団体などに納める年会費。
- ・日中友好富山県議員連盟及び富山県日韓友好議員連盟の年会費。

⑤交通費・旅費・宿泊費

- ・調査研究活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲で実費弁償を基本とする。なお、公務出張との均衡を図るため、市の旅費基準などを参考とすべきものである。
- ・宿泊費については、実費とする。
ただし、国内の場合は14,800円を上限とする。（市の副市長の旅費を基準）
- ・研修目的や調査内容などが記載された調査報告書を添付する。
- ・JR、私鉄、バス、地下鉄は実費とし、旅行代理店を通じて手配した場合などは、その領収書を添付する。ただし、領収書の徴収が困難な場合は支払い証明書を添付する。
- ・タクシー代は、実費とし領収書を添付する。（県外に限る。）
- ・飛行機を利用する場合は、国内外を問わずエコノミー料金とする。
- ・自家用車を使用した場合
交通費などの実費の把握が困難な場合は、一定の基準として1kmのガソリン代として37円とする。（調査研究活動に要した経費に限る。）
- ・高速道路料金・駐車場料金は実費とし領収書を添付する。

・国外の先進地調査又は現地調査については、会派の調査研究活動として実施するものとし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。手続上、会派代表者の承認を得るとともに、帰国後1か月以内に報告書を作成し添付する。

※ 特に観光は注意が必要。美術館などの見学も日程的にかなりの所要時間がかかるものは不適當となる。

⑥日当（旅行中の諸雑費の支払いに充てる経費）

- ・県外への調査日当は1日当たり3,000円とする。（県内の調査日当は支出しない）
- ・費用弁償が発生している場合は支出できない。
- ・国外への調査日当は支給しない。

(2)調査旅費

◎会派が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究のために必要な国内外の先進地調査又は現地調査に要する経費

（交通費、宿泊費等）

①交通費・旅費・宿泊費

・調査研究活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲で実費弁償を基本とする。なお、公務出張との均衡を図るため、市の旅費基準などを参考とすべきものである。

・宿泊費については、実費とする。

ただし、国内の場合は14,800円を上限とする。（市の副市長の旅費を基準）

・研修目的や調査内容などが記載された調査報告書を添付する。

・JR、私鉄、バス、地下鉄は実費とし、旅行代理店を通じて手配した場合などは、その領収書を添付する。ただし、領収書の徴収が困難な場合は支払い証明書を添付する。

・タクシー代は、実費とし領収書を添付する。（県外に限る。）

・飛行機を利用する場合は、国内外を問わずエコノミー料金とする。

・自家用車を使用した場合

交通費などの実費の把握が困難な場合は、一定の基準として1kmのガソリン代として37円とする。（調査研究活動に要した経費に限る。）

・高速道路料金・駐車場料金は実費とし領収書を添付する。

・国外の先進地調査又は現地調査については、会派の調査研究活動として実施するものとし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。手続上、会派代表者の承認を得るとともに、帰国後1か月以内に報告書を作成し添付する。

※ 特に観光は注意が必要。美術館などの見学も日程的にかなりの所要時間がかかるものは不適當となる。

②日当（旅行中の諸雑費の支払いに充てる経費）

- ・ 県外への調査日当は1日当たり3,000円とする。（県内の調査日当は支出しない）
- ・ 費用弁償が発生している場合は支出できない。
- ・ 国外への調査日当は支給しない。

(3)資料作成費

◎会派が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究に必要な資料を作成するために要する経費

（印刷製本費、翻訳料等）

①印刷製本費、翻訳料

- ・ 完成品を添付する。
- ・ 使用枚数等を明確にする。

【不適切な支出】

- ・ 名刺の印刷費（個人的な議員活動もあり、政務調査活動との識別ができない）

(4)資料購入費

◎会派が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）

①書籍等購入代

- ・ 領収書を添付し、書籍名等を明確にする。

②新聞購読料

- ・ 会派控室での購読料。
- ・ 自宅での新聞購読料は2誌目のみとする。

【不適切な支出】

- ・ 漫画、スポーツ新聞など、調査研究に適さない図書等。

(5)広報費

◎会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費

（広報誌又は報告書の印刷製本費及び送料、会場費等）

①印刷製本費、翻訳料

- ・ 各議員が発行する広報費（市政報告書）の経費（印刷費、コピー代、送料等）は、1/2を上限とする。
- ・ 作成した広報誌又は報告書の成果品を添付する。

②アルバイト賃金(パソコン入力等事務補助)

- ・住所氏名が記載された領収書があり、その賃金の1/2を上限とする。

③会場費等

- ・開催案内等の参考資料を添付する。
- ・支払い明細が識別できるものを添付する。

【不適切な支出】

- ・配偶者や家族へのアルバイト賃金は、支出しない。

(6) 広聴費

◎会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を広聴するために開催する会議等に要する経費

(会場費、印刷製本費、茶菓子代等)

①会場費

- ・開催案内等の参考資料を添付する。
- ・支払い明細が識別できるものを添付する。

②印刷製本費、翻訳料

- ・完成品を添付する。
- ・使用枚数等を明確にする。

③会議等における食糧費

- ・広聴や調査研究活動としての会議等と一体性があることが必要である。

なお、公職選挙法に抵触しないこととし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。

- ・実費(たとえば湯茶、お菓子)

(7) 人件費

◎会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

- ・領収書(受領書)に署名押印を必要とする。

(8) 事務費

◎会派の行う調査研究活動に伴う事務遂行に要する経費

(備品及び事務機器の購入費、リース代、通信費等)

- ・事務所は会派の議員控え室であることから、議員控え室の事務的経費を対象とする。
- ・社会通念上妥当な範囲であること。

①備品・事務機器・消耗品の購入

- ・備品・消耗品の購入については、調査研究活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められること、価格についても社会通念上妥当なことが必要である。

- ・パソコン等の事務機器については、会派の調査研究活動用に購入するものとする。
 ※会派が消滅した場合の備品については、議会事務局が保管することとなる。
- ・10,000円以上の備品は備品台帳に記載する。
- ・パソコン等の事務機器は、会派の所有とする。(貸し出しは一人1台を限度とする。)

②リース代・通信費等

- ・自宅におけるインターネット使用料、コピー機使用料、固定電話使用料及び携帯電話使用料等は、それぞれの経費の1/4とし、これらの合計額が10,000円を上限とする。

【不適切な支出】

- ・議員の私的な活動に使用するのは不適當である。

5 政務調査費からの支出が不適當な経費

私的な経費、政党活動や政治活動経費、交際費的な経費は不適當となる。

(参考事例)

(1) 政党活動経費

- ・党大会の出席に要する経費及び党大会賛助金に要する経費
- ・政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)など

(2) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・国政、県会議員選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費など

(3) 後援会活動経費

- ・後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)など

(4) 私的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・見舞い、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・檀家総代会、報恩講等の宗教活動に要する経費
- ・観光、レクリエーション等の私的な旅行等に要する経費
- ・各種団体の新年会等の親睦会又は飲食を目的とした会合の参加に要する経費
- ・町内会費、公民館費等個人の立場で加入している会費等に要する経費

6 四半期毎の確認

- ・収支報告書は、会派の代表者が翌年の4月30日までに一年間分を議長に提出することになっているが、経理責任者は、政務調査費の透明性の確保・向上のため、政務調査費の交付(四半期毎)に併せて、7月末、10月末、1月末に会計帳簿と領収書などの証拠書類の整理点検を行う。